

令和5年5月8日

学生 各位

埼玉学園大学  
学生委員長 坂田 知子  
川口短期大学  
学生委員長 小山内 弘和

### 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う本学の対応について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、今後は下記のとおり対応します。

#### 記

##### 1. 基本的な感染対策の実践について

- マスクの着用は個人の判断に委ねますが、混雑した電車やバスの中、医療機関受診時等はマスクの着用が推奨されています。
- 「三つの密」の回避、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染症対策を適切に講じるよう心がけてください。
- 入構時の体温計測・消毒液の設置を当面継続します。

##### 2. 感染した場合について

- 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準  
「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を出席停止期間とします。  
なお、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用することが推奨されています。

※新型コロナウイルス感染症の患者と接触した方などは「濃厚接触者」として特定されません。しかし、体調に十分注意の上基本的な感染対策の他、マスクの着用などの配慮が推奨されています。

以 上